山口県告示第二百二号

要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十三年山口県告示第七十

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必

六号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月六日

山口県知事

_ 井

関

成

Щ

公共測量の実施 (監理課).....

土地改良事業の工事の完了 (農村整備課)......

般競争入札の実施 (情報企画課)......

П

宇部都市計画及び阿知須都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課)

保安林の指定 (萩市) (森林整備課)

保安林指定の解除 (長門市) (森林整備課)...... しなければならない区域の指定の解除(環境政策課)………………………………………特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課):

目

次

5月6日 (金曜日)

平成 23 年

理業務」を加える。 山口県告示第二百三号

二中「税務電算システム運用管理業務」の下に「、人事給与福利厚生システム運用管

間 評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年五月六日から同月二十六日までの づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基 山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供す

平成二十三年五月六日

山口県知事 = 井

関 成

Ξ =工場又は事業場の名称及び所在地 名称 特定施設に関する事項 所在地 氏名又は名称 申請者の氏名又は名称及び住所 所 武田薬品工業株式会社光工場 光市大字光井四七二〇番地 武田薬品工業株式会社 大阪市中央区道修町四丁目一番 一号

四四四

五

種類、 構造及び使用時間間隔等

七五 七

	種 類	四七一口	"	"	"	"
	能					
構	カ	(『・一一) 五、 五、 一一 平成二	〇·四 	(端/日)	"	〇·〇四 (㎡/時)
	年予工事 月 月 日定手	平成二三、	平成二三、	ディ日) 七・二 平成二三、 五、一五	平成二四、一	(m/時) 一〇、一 (m/時) 一〇、一
造	年予工 月 完成 日定成	二七一〇、三〇一一、平成二三、平成二三、	平成二三、 平成二四、	平成二四、	平一成三五、	平成二三、 平成二四、
	年予使 月 日定始	平一成二三、一	平成二四、一	平成二四、一六	平 一 元 五 一	平成四四
使	間使用時間	断続	"	連続	"	断続
用の方	時り一 の日 使当 間用た	八 時 間	二 時 間	四 時 間	"	二 時 間
法	動季 の 概 要 変	変動なし	"	"	"	"

Щ

 $(\underline{\hspace{1cm}})$

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

					種	
"	"	"	"	四七一口	類	
七・四			七・四		通水素イ常	
_	"	大 八 ·	四 - 六 三 ≀ 五	七	一最(水素指数	汚
三≀五	"				\ <u>\</u>	
八三	"	四, 000 四	八 四	1,100 1,11100	地 常 最 () () () () () () () () () (等
八三		四(000	八 <u>四</u> 検 出	, <u>=</u> 00	最 (mg / l) 大	ص ا
"	11	"	検 出 ぜ ず	_	通浮游常	汚
"	"	"	検 出 せず	_=_	最 物 (染
			ず	五	大 ^{) 里} 通 室	状
一〇四	"	四〇〇	- O <u>=</u>	〇 · 五	常	態
	"	四〇〇	101	_	最 (mg / l) 素	Ø
_ 二 六	"	_		0.0	通常。	値
六二六	"	五	六二六	三 〇 〇 五		
六		五	六	<u>五</u>		 5 K
O : =	"	七 : _	0·t	0 :	常 [等 D - 目当
	,,	+			最 !	5、大学の一日当に200量~3~
○ =	"	七二	0 t	〇 五	大 ^r	n°

施設及	備考「皿	"	"	四七一ホ	"	"	四七一八	"	四七-八	四七一八
施設及び廃ガス洗浄施設をいう。 六年政令第百八十八号)別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、	「四七-口」、「四七-八」及び「四七-ホ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十	" 亚	(m ³ /日)	九、〇〇〇 平	# 平	(m³) / 日八	(ポノ時)	〇・〇二四 平成二三、	"	(当/日) 二、一二、一二、一
いう。 表第一第E	八及び	平成二四、一	九成三五	五成二三、七	平 _成 _、四 — `	九成二三、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五	五成二三、七	_	九成二三、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五、五	
四十七号の医	「四七一ホ」	平一成三五	平成二四、五五	で の の の の の の の の の の の の の	平成二五、平成二五、	平成二四五	〇・五平成二三、平成二三、平成二三、	平成二三、 平成二四、	平成二四五	平一成三五、三五、
1薬品製造業の	とは、水質に	平	中成二三、 平成二四、 平成二四、	平一成二三、一	平 成二 五 一 、	九、一五 四、一五 四、一六 平成二三、 平成二四、 平成二四、	平一成二三、一	平成二四、一	九、一五四、一五四、一六平成二三、平成二四、平成二四、平成二四、	平 成二 二五 一、五
の用に供す	万濁防止法	"	"	"	"	連続	"	"	"	"
るろ過施設	施行令(四	"	"	二四時間	"	続一八時間	八 時 間	二四時間	"	八時間
設、分離	昭和四十	"	"	"	"	"	"	"	"	"

平	平成23年5月6日		成23年5月6日		翟日		Щ	П		県	報		(定	期)		第 22	54 号	
クラリファイヤ	種		(二) 処理施設L	接触ばつ気処理施設	機械ばっ気処理施設	クラリファイヤー	種類類	○ 種類、構造及び使用時間間隔四 汚水等の処理施設に関する事項	備考の表の備考は、	"	"	四七一ホ	"	"	四七一八	"	四七二八	四七一八
処理前	類 項		による処	設 	設		構	垣及び使地				_						
前	通水		理前及び			製筋コンクリー	押	構造及び使用時間間隔等処理施設に関する事項	この表につ	"	七	0	"	"	"	"	"	t
六	素	₹	ひ処理後				造	阿事隔項等	いて準用する。	"	八 六 <u>五≀五</u>	ー ー ≀ 九	"	八 六 五 ≀ 五	九≀六	_ 六 三≀五	"	八 六 <u>五 ≀ 五</u>
五 九 ≀ 五	常最大通(水素指数) 保	- ',	の汚水等の活			<u> </u>	能 (m³		用する。	11	五		ΞΟ	九	-, -00	Ξ	"	回、000
六	通常 (ミノ) (ミノ) (ミノ) (ミノ)	等	た 染 状 態 の	五六〇	回00)	0 0	り力					_	=		I , IIOO		"	四、000
五	大通 污迹	2	処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量	生物処理	活性污泥	凝集沈殿	処理の方式			"	五 検出せず	100	= 0	九 検 出せず		五 "	"	<u> </u>
四〇 一〇〇	常 最 大	T St.	小等の量	"	"	連	間使用時			"	検出せず	0 1100	"	y 検出せず	=	"	"	"
) 検出せず	最 (mg鉱 /油 大)	以		"	"	続	隔間 の一			"	0	0			五〇	0	"	т
六〇	通室常	1				時間	使日 用当 時た 間り				=	五	九	四	五	Ξ		四〇〇
八八	最 mg / ℓ ੈ ** 大	ص ا		"	"	変動	概の変動の変動の			"	〇 五	_	九	四	_	〇 五	"	四00
五	通	値				なし				"	"	"	"	"	0.0	三九	"	_ _ 五
八・七八	常 最 mg / mg	2			既		年 月 日			"	"	"	"	"	O · O 五	三九	"	
一六、〇六四	通常	汚水等の一日当たりの量(『゠)					年 月 日			"	_	O·六	"	八	0 :		_ _ _	四
一六、七一五	最大	たりの量(゜゜)			設)		年 月 日			"	_	0.1	"	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	- 〇 五			四

묵 五 ればならない区域の指定に関する告示 (平成二十二年山口県告示第三百四十七号) によ 害物質によって汚染されており、 山口県告示第二百四号 No. 1 排 接触ばつ気処理施設 機械ばつ気処理施設 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、 排出水の汚染状態の値及び排出水の量 排 水 (三基) 水 П П 処理後 処理後 処理後 処理前 処理前 水 素イオン濃度 七 常 排 最 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 七 · · 五 八・五 " 出 通 (mg / ℓ) 化学的酸素要求量 常 八八九 八八九 一七八 七八 <u>-</u> 五 四四 の _ 〇 八 _ 〇 八 __ 〇四 二〇四 通 浮 遊 000 000 汚 常 物 $\frac{-}{\circ}$ mg /質 最 $\overline{\circ}$ $\overline{\circ}$ 二、五〇〇 二、五〇〇 特定有 **ℓ**量 五 四〇 四〇 \equiv 最 検出せず 「mg鉱ル ノ ル ℓ 状 安林の指定を次のとおり解除する。 山口県告示第二百五号 平成二十三年五月六日 通 窒 二.四 態 Ξ Ξ 三五五 三五五 常 最 mg の . ℓ素 二 八 六 _ 四 四四〇 四四〇 二八六 通 --五 値 七 七 常 七 九 最 mg ∕ ℓ Ξ <u>:</u> 九一 九一 大 四 兀 通 排出水の一日当たりの量(㎡) 七九、 四五四 四 五

//

//

常

八九

九 〇

//

//

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、 保

山口県知事 = 井

関 成

解除に係る保安林の所在場所

長門市深川湯本字三谷二二一の一九(次の図に示す部分に限る。

保安林として指定された目的

山口県知事

_

井

関

成

Ξ 解除の理由

土砂の流出の防備

道路用地とするため

光部農林課に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観

山口県告示第二百六号

講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去

特定有害物質の名称

シアン化合物

光市大字光井字武田四七二〇の一部 解除に係る形質変更時要届出区域 平成二十三年五月六日

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、 保

四八

묵

安林を次のように指定する。

平成二十三年五月六日

山口県知事

= 井

関

成

保安林の所在場所

ガ浴三三六四の一、川上字柳ケ浴三九六二の三、三九六二の五 三から三八五まで、三三六三、三三六四、字上長谷三三五九の一、三三六一、字サバ 萩市大字須佐字長ケ浴ーーーから一一三まで、字鯖ケ浴一一二の一、字田ノ浴三八

二 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

2 期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、 萩市森林整備計画で定める標準伐

間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市

Щ

山口県告示第二百七号

П

計画及び阿知須都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、 宇部都市

平成二十三年五月六日

山口県知事 = 井 関 成

施行者の名称

宇部・阿知須公共下水道組合

都市計画事業の種類及び名称 宇部都市計画及び阿知須都市計画下水道事業宇部市、

阿知須町公共下水道

Ξ 事業施行期間

平成三年八月二日から平成二十八年三月三十一日まで

兀 事業地

山口市阿知須並びに宇部市大字東岐波及び大字西岐波



(一四四) 一般競争入札の実施

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成

平成二十三年五月六日

山口県知事 井 関

成

人札に付する事項

次に掲げる業務の委託 業務の名称及び数量

人事給与福利厚生システム運用管理業務

一式

業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(四) 履行場所 平成二十三年七月一日から平成二十六年六月三十日までの間

履行期間

 (Ξ)

山口県地域振興部情報企画課

入札参加資格

人札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

十七条の四第一項に規定する者でないこと。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。) 第百六

用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競

びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示 (平成二十一年山口県告示第二百 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示 (平成二十 八十二号) 又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業 П

Щ

記載方法

消費税及び県税を滞納していないこと。

号

- (五) 委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けて いないこと。 平成二十三年五月六日から同年六月十七日までの間のいずれの日においても業務
- (六) を含む。)を有していること。 の委託を受けて一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績 (施行中であるもの 方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市 平成十三年四月一日から平成二十三年五月六日までの間に、 国 都道府県又は地
- Ξ 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画課

兀 入札説明書及び仕様書の交付

報

山口県地域振興部情報企画課において交付する。

- 五 入札書の記載方法、 提出場所及び受領期限
- る金額を入札書に記載すること。

額をもって落札価格とするので、

る額 (その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金

入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当す

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

提出場所

山口県地域振興部情報企画課

(=) 受領期限

年六月十七日午前十一時) 平成二十三年六月十六日午後五時十五分 (入札書を持参する場合は、 平成二十三

- 入札を執行する場所及び日時
- 場 所

山口市滝町 一番一号 山口県地域振興部情報企画課研修室

日時

平成二十三年六月十七日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、 無効とする。

- 入札参加資格のない者がした入札
- 記名押印 (署名を慣習とする外国人にあっては、自署) のない入札
- ○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 落札者の決定方法

ち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。 札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のう 札者とする。ただし、政令第百六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落 き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落 山口県会計規則 (昭和三十九年山口県規則第五十四号) 第百五十四条の規定に基づ

- その他
- 契約担当者

山口県知事 二井 関成

契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

契約書の作成の要否

- (四) 結果を記載した書面を平成二十三年六月二日までに発送する。 後五時十五分までに山口県地域振興部情報企画課に提出すること。 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十三年五月十九日午 なお、その確認
- 入札参加資格確認申請書
- 納税証明書
- 3 一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績について記載した書類
- (五) 契約保証金

免除する。

- をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。 この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請
- 詳細については、山口県地域振興部情報企画課 (電話〇八三-九三三-二八六
- ○) に問い合わせること。
- (1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government
- affaires, salary and welfare program system Nature of the service to be required: Operation and maintenance of personnel
- Term of the contract: From July 1, 2011 to June 30, 2014

平成二十三年五月六日発行平成二十三年五月六日印刷

発発 行行 人所

山口県知・

事庁